

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令
 ○ 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）（第一号関係）

改正案	現行
<p>（特例対象会社）</p> <p>第四十四条 法第十一条の四十八第四項の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（農業協同組合連合会の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。</p> <p>一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下この項において同じ。）であって、当該農業協同組合連合会又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となっているもの</p> <p>二 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であって、当該株式会社に当該農業協同組合連合会又はその子会社が出資しているもの</p> <p>2／4（略）</p>	<p>（特例対象会社）</p> <p>第四十四条 法第十一条の四十八第四項の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（農業協同組合連合会の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。</p> <p>一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下この項において同じ。）であって、当該農業協同組合連合会又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となっているもの</p> <p>二 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であって、当該株式会社に当該農業協同組合連合会又はその子会社が出資しているもの</p> <p>2／4（略）</p>

[

○ 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号）（第二号関係）

改正案	現行
<p>（特例対象会社）</p> <p>第三十七条 法第八十七条の四第四項（法第百条第一項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（連合会の子法人等に該当しない会社に限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。</p> <p>一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二條第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該連合会又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となっているもの</p> <p>二 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二條第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該株式会社に当該連合会又はその子会社が出資しているもの</p> <p>2 4 （略）</p>	<p>（特例対象会社）</p> <p>第三十七条 法第八十七条の四第四項（法第百条第一項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（連合会の子法人等に該当しない会社に限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。</p> <p>一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二條第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該連合会又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となっているもの</p> <p>二 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二條第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該株式会社に当該連合会又はその子会社が出資しているもの</p> <p>2 4 （略）</p>

改正案	現行
<p>（特例対象会社）</p> <p>第四百条の二 法第七十三条第九項の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（農林中央金庫の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。</p> <p>一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二條第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、農林中央金庫又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となっているもの</p> <p>二 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二條第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該株式会社に農林中央金庫又はその子会社が出資しているもの</p> <p>254 (略)</p>	<p>（特例対象会社）</p> <p>第四百条の二 法第七十三条第九項の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（農林中央金庫の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。</p> <p>一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二條第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、農林中央金庫又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となっているもの</p> <p>二 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二條第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該株式会社に農林中央金庫又はその子会社が出資しているもの</p> <p>254 (略)</p>